



**Japan
Good
Agricultural
Practice**

家畜・畜産物

安全で信頼される国産畜産物の生産に 貢献するために、JGAPができること。

JGAPは、生産工程管理基準に基づく第三者機関による認証の仕組みです。JGAP認証の取得により日本の法令を遵守した農場として消費者との信頼を育み、安全性の高い農畜産物の生産に貢献します。また経営上の様々な疑問や問題の解決手段としても活用いただけます。



こんな疑問や問題で困っていませんか？

今のままの経営の
仕方でいいの？

衛生管理は
これでいいの？

アニマル
ウェルフェアって？

安全な畜産物を
生産するには？

けがしたら
困るけど対策は？

環境問題に
興味があるけど…？

後継者問題に
頭が痛い…



- ☒ 家畜伝染病の発生防止
- ☒ 動物用医薬品の適正使用
- ☒ アニマルウェルフェアへの配慮
- ☒ 導入家畜や飼料の安全性
- ☒ 後継者不足
- ☒ 労働力の確保と労務管理
- ☒ 外国人技能実習生の受入れ

JGAPでは人、環境、労働安全など諸問題への幅広い取り組みもあり、安全な畜産物の生産だけでなく、持続可能な畜産経営の実現を支援しています。

生産者のみなさんは、畜産物の安全を確保するために様々な疑問や問題と向き合いながら日々尽力されているのではないのでしょうか。GAPとは、安全で信頼される畜産物の生産を目的として、生産工程を適切に管理するための仕組みです。世界には様々なGAPがありますが、「JGAP」は日本の法令遵守だけでなく家畜衛生や食品安全、労働安全の確保、アニマルウェルフェアにも取り組むことができ、日本の畜産に適しています。JGAP家畜・畜産物を活用して生産者のみなさんが日常的に行っていることを記録や掲示により“見える化”し、より良い生産工程管理を行うことで、持続可能な畜産経営の実現を目指しませんか。



JGAP 認証への流れ



JGAP 認証は、
消費者への
信頼に繋がります。

認証を取得した農場や、認証家畜・畜産物を
原料とした商品にはロゴが使用できます。



登録番号 L123456789



登録番号 L123456



JGAP 家畜・畜産物の対象品目



生乳



乳用牛
肉用牛



豚



鶏卵



採卵鶏
肉用鶏

※農場から家畜／畜産物
の出荷までが対象範囲

POINT1

信頼される農場管理

農場情報の整理 経営者の責任
教育訓練 施設・機械の管理など



POINT2

家畜衛生と食品安全の確保

家畜衛生と食品安全に関するリスク評価
動物用医薬品の管理 飼料の安全性など



POINT3

アニマルウェルフェアへの配慮

快適性に配慮した
飼養環境の改善と家畜の輸送



POINT4

作業者の安全確保と福祉

労務管理 人権・福祉
労働安全対策など



POINT5

環境保全の確保

地球温暖化対策 生物多様性への配慮
周辺環境への
配慮と地域社会との共生など



きめ細やかな113項目におよぶ JGAP家畜・畜産物の管理点。

基準書の管理点は合計113項目。ホームページからダウンロードして
詳細をご覧くださいですが、ここでは一部抜粋して紹介しています。

農場管理

管理点 1	農場管理の見える化	農場の所在地、倉庫や畜舎などの施設情報、周辺状況の地図など農場に関する情報の文書化と、農場管理手順の文書化について基準を設けています。
管理点 2	経営者の責任	組織図および責任者を明確にすることや、経営者による方針・目的の決定と見直し、年1回の自己点検について基準を設けています。
管理点 13	責任者および教育訓練	農場管理、商品管理、飼料生産・管理、飼養管理、廃棄物処理の管理、労働安全の管理など各管理責任者の教育訓練などについて基準を設けています。
管理点 19	機械・設備、運搬車両、 掃除道具等の管理	保有する機械・設備や車両の点検・整備・清掃・保管、機械・設備の安全な使用などについて基準を設けています。

家畜衛生／食品安全

管理点 4	飼養衛生に関する管理	家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守や、管理獣医師等による健康管理指導について基準を設けています。
管理点 6	生産工程における リスク管理	生産工程を明確にし、食品安全上および家畜衛生上の観点から危害要因のリスク評価と対策・ルール・手順の文書化や記録・検証について基準を設けています。
管理点 8	食品防御	異物や汚染物質の意図的な混入に対するリスク評価と対策について基準を設けています。
管理点 17	動物用医薬品等の管理	管理獣医師等の指示の下での医薬品の適正使用や、ワクチンの活用、衛生管理の徹底等による抗菌性物質の使用低減方策や薬剤耐性対策への取り組みなどについて基準を設けています。 抗菌性物質などの薬物の残留や注射針の残留管理について基準を設けています。
管理点 25	飼料の管理	関係各国の法令・制度に基づき飼料の安全性の確保や、原材料の安全性確認について基準を設けています。



アニマルウェルフェア

管理点 7 アニマルウェルフェア

畜産技術協会がOIEの指針を基に作成した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」に沿った飼養環境の改善について基準を設けています。

家畜の輸送にあたってはアニマルウェルフェアに配慮するとともに、家畜の衛生管理と安全、事故の防止について基準を設けています。



OIE (国際獣疫事務局)

日本を含む世界181の地域・国が加盟している、世界の動物衛生、動物由来食品の安全確保およびアニマルウェルフェアなどの向上を目的とした政府間機関。



アニマルウェルフェア

快適な環境で家畜を飼育すること。
家畜が不要なストレスを受けず、健康で良い状態にあることが重要。

作業者の安全／福祉

管理点 14 人権・福祉と労務管理

労働力の適切な確保のために、労働基準法などの関連法令の遵守や、使用者と労働者とのコミュニケーション、差別の禁止などについて基準を設けています。

管理点 15 作業者および入場者の衛生管理

作業者の健康状態の管理、入場ルール、手洗い・トイレ設備などの衛生管理について基準を設けています。

管理点 16 労働安全管理および事故発生時の対応

作業者の労働安全対策や労働事故への対応手順、労働災害への備えについて基準を設けています。

環境保全

管理点 20 エネルギー等の管理、地球温暖化防止

燃料の保管管理や温室効果ガスの発生抑制、省エネルギーへの対応について基準を設けています。

管理点 21 廃棄物等の管理および資源の有効利用

商品、資材類、環境を汚染しないよう、死体・排せつ物を含む廃棄物の保管と処理、資源の有効活用などについて基準を設けています。

管理点 22 周辺環境への配慮および地域社会との共生

農場の周辺住民や環境に対する騒音、振動、悪臭、虫害・煙・埃・有害物質の飛散や流出等への配慮や、地域社会との共生について基準を設けています。

管理点 23 生物多様性への配慮

農場とその周辺の生物多様性への配慮や、環境に与える影響を考慮した畜産経営について基準を設けています。

※その他、自給飼料生産工程の専用項目があります。



安全で信頼される国産畜産物の供給と
持続可能な畜産経営の実現のために
JGAPの普及に努めています。



一般財団法人 日本GAP協会

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番29号 日本農業研究所ビル4階
Tel 03-5215-1112 Fax 03-5215-1113 Email chikusan@jgap.jp
<http://jgap.jp>